

香川県環境審議会条例（平成 6 年香川県条例第25号）

（設置）

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第43条第 1 項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、環境基本法第43条第 1 項及び自然環境保全法第51条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法律及び条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条第 3 項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（会議）

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 前各項の規定は、部会に準用する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成6年香川県条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(香川県公害対策審議会条例の廃止)
- 2 香川県公害対策審議会条例(昭和44年香川県条例第29号)は、廃止する。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。
別表第1号の表香川県公害対策審議会の項を次のように改める。

| | | |
|----------|-----------------|----------|
| 香川県環境審議会 | 委 員 日額 9,100 円 | 委 員 8 級 |
| | 特別委員 日額 9,100 円 | 特別委員 8 級 |

(香川県公害防止条例の一部改正)

- 4 香川県公害防止条例(昭和46年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。
第72条の見出しを「(香川県環境審議会への諮問)」に改め、同条中「香川県公害対策審議会」を「香川県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則 (平成12年香川県条例第37号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において香川県環境審議会の委員である者の任期は、改正前の第2条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成14年香川県条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成16年香川県条例第7号抄)

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,100円」を「9,000円」に改める。

附 則 (平成16年香川県条例第39号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に策定される基本計画について適用する。
(後略)